

令和8年9月吉日

お客さま 各位

都留信用組合

「各種預金規定」の改定について

平素は、都留信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今般、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応に伴い、下記のとおり各種預金規定を改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 改定する規定
- 当座勘定規定（一般用）
 - 普通預金規定
 - 決済用預金（無利息型普通預金）規定
 - 貯蓄預金規定
 - 納税準備預金規定
 - 後見制度支援預金規定
 - 通知預金規定
 - 自由金利型定期預金（M型）規定
 - 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
 - 自由金利型定期預金規定
 - 自動継続自由金利型定期預金規定
 - 期日指定定期預金規定
 - 自動継続期日指定定期預金規定
 - 変動金利定期預金規定
 - 自動継続変動金利定期預金規定
 - 定期積金規定
 - 積立定期預金規定

2. 改定日
- 令和8年10月1日（木）

3. 改定内容（下線部分が改定箇所）

改定後	改定前
当座勘定規定（一般用） 第1条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、 利札、郵便為替証書、配当金領収証その他	当座勘定規定（一般用） 第1条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、 利札、郵便為替証書、配当金領収証その他

改定後	改定前
の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 第7条（手形、小切手の支払等） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 第8条（手形、小切手用紙等） (1)当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 第7条（手形、小切手の支払等） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 第8条（手形、小切手用紙等） (1)当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

改定後	改定前
第 19 条（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> （約束手形用法） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 （為替手形用法） 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 （小切手用法） 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 普通預金規定 決済用預金（無利息型普通預金）規定 貯蓄預金規定 納税準備預金規定 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 後見制度支援預金規定	第 19 条（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （約束手形用法） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 （為替手形用法） 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 （小切手用法） 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 普通預金規定 決済用預金（無利息型普通預金）規定 貯蓄預金規定 納税準備預金規定 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 後見制度支援預金規定

改定後	改定前
第5条（証券類の受入） (1)別の規定により定めがある場合を除き、各種口座による取引においては、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れることができます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 通知預金規定 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類<u>で直ちに取立のできるもの</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 自由金利型定期預金（M型）規定 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 自由金利型定期預金規定 自動継続自由金利型定期預金規定 期日指定定期預金規定 自動継続期日指定定期預金規定 変動金利定期預金規定 自動継続変動金利定期預金規定 定期積金規定 積立定期預金規定 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類<u>で直ちに取立のできるもの</u>を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第5条（証券類の受入） (1)別の規定により定めがある場合を除き、各種口座による取引においては、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れることができます。 通知預金規定 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 自由金利型定期預金（M型）規定 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 自由金利型定期預金規定 自動継続自由金利型定期預金規定 期日指定定期預金規定 自動継続期日指定定期預金規定 変動金利定期預金規定 自動継続変動金利定期預金規定 定期積金規定 積立定期預金規定 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上